

静岡県地域年金事業運営調整会議設置要綱

1. 目的

社会保障制度の中で、中心的な役割を担う公的年金制度を、少子・高齢化の社会においても安定的に維持していくためには、年金制度に対する理解をより深めることが、保険料納付や、年金手続きの円滑化につながるため、それぞれの地域に根ざした「地域における年金運営の展開に関する事業」（以下「地域年金展開事業」という。）の積極的な推進を図ることを目的として、日本年金機構静岡年金事務所（静岡県代表事務所）に静岡県地域年金事業運営調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

2. 所掌事務

調整会議は、次に掲げる事業の取組方針について協議し、審議を行う。

- (1) 地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関すること。
- (2) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項に関すること。

3. 組織

- (1) 調整会議は、(2) で示す者で構成する。
- (2) 調整会議の委員として以下に掲げるもののうちから日本年金機構静岡年金事務所長が委嘱する。
 - ① 東海北陸厚生局が推薦する者。
 - ② 静岡県教育委員会が推薦する者
 - ③ 静岡県の市町の代表が推薦する者
 - ④ 年金委員（職域型）を代表する者
 - ⑤ 全国健康保険協会が推薦する者
 - ⑥ 静岡県社会保険労務士会が推薦する者
 - ⑦ 静岡県社会保険協会が推薦する者
 - ⑧ 静岡県年金協会連合会が推薦する者
 - ⑨ 学識経験者
- (3) 調整会議の委員長は、委員の互選によりこれを定めるものとし、事務局長は日本年金機構静岡年金事務所地域調整課長とする。
- (4) 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4. 会議

- (1) 調整会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- (2) 調整会議は、委員の半数以上の出席により成立する。
- (3) 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- (4) 委員長は、特に必要と認めるときは委員以外の者に出席を求めることができるものとする。
- (5) 調整会議は、原則として公開により開催することとする。ただし、特定の個人情報を取り扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難になる場合など、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合には、非公開とすることができる。

5. 任期

- (1) 委員の任期は2年とし、期間は翌年度の3月31日とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6. 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7. 事務局

調整会議の事務局は日本年金機構静岡年金事務所地域調整課とする。

8. 経費

- (1) 調整会議に係る経費は日本年金機構静岡年金事務所が負担するものとする。
- (2) 委員の調整会議出席謝金及び旅費については、日本年金機構の支払基準に基づき支給する。

9. その他

調整会議の運営に際し必要な経費は、委員長が定める。

10. 附則

- この要綱は平成25年2月1日から施行する。
- この要綱は平成28年2月22日から施行する。
- この要綱は平成30年2月13日から施行する。
- この要綱は平成31年2月18日から施行する。